

- ・活動時間の例外については保護者会へ連絡する。
- ・朝練は原則行わないこととする。中体連大会、吹奏楽コンクール、アンサンブルコンクール1週間前より、職員に周知を図り行って良いこととする。（令和4年度より実施）
- ・活動中止の日

定期テスト3日前及び学力テスト前日（すべての活動）、職員会議・事例研、研修、参観日、町教研・上教研（研究大会）、宿泊を伴う行事の翌日。但し、帰校した翌々日に大会がある場合は生徒の体調も考慮し、保護者の了承を得て翌日に活動して良いこととする。
--

(3) 部活動における部活動休養日について

◎部活動休養日の実施

- ・平日に1日以上、週末に1日以上、週2日以上を休養日とする。
- ・年間になると104日以上（平日52日 週末52日）
- ・学校閉庁日は部活動休養日とすること。（夏期休業期間内3日、年末年始の休日6日）
※学校閉庁日に活動を行った場合は代替え日とその月内で設定すること。
- ・休養日が設定できなかった場合は他の日に設定する。（週末の休養日は他の週末で代替え）

◎部活動の活動時間

- ・平日は2時間程度、週末は3時間程度
平日活動時間 夏季 16:00~18:15 冬季 16:00~18:00
週末活動時間 3時間程度

◎特例

- ・週末の活動時間～大会などへの出場、練習試合や合宿を行う場合は4時間程度の活動可
中体連大会・新人戦・吹奏楽コンクール・アンサンブルコンクールの1ヶ月前からは平日は3時間程度、休日は4時間程度の活動可
- ・週当たり16時間を上限とする。
- ・大会や練習試合等で上限を超える場合は、上限を超えた週を含む3週間平均で16時間以内となるように活動時間を調整する。
- ・準備後片付けの時間は活動時間に含まない。
- ・大会等で校外での活動となる場合は、移動時間を活動時間に含まない。
- ・大会等では実際の活動時間のみ該当する。（昼食休憩時間を含まない）

◎季節による特性のある部活動

- ・野球部、陸上部、サッカー部、クロスカントリースキー部、ソフトテニス部など、地域特性（積雪）に影響を受ける部活動の場合は、上記の限りでなく年間を通して休養日を確保する。ただし、学校閉庁日は休養日とし、年間の平均活動時間において平日が2時間程度、週末が3時間程度となるように実施すること。

5 部員としての心構え

- (1) 活動中は真剣に取り組む。
- (2) マナーのよい活動をめざす。（挨拶は元気よく、大きな声で）
- (3) 校舎、施設、設備、用具等は大切に使用する。使用後は、整理整頓、清掃をこころがける。（玄関・練習試合後のトイレ等）
- (4) 部室、更衣室、用具等は、常に整理整頓しておく。
- (5) カバン、その他の持ち物は活動場所に持っていく。（トラブル等を防止するために、必ず見える場所に持っていく）

- (6) 自転車は、原則として各部の指定された場所に移動する。(室内の部活は自転車小屋)
- (7)決められた活動場所だけを使用し、他の場所への出入りはしない。また、廊下でトレーニングを行う場合はランニングルートを守る等、安全に十分な配慮をする。
(通路は一般の通行者を優先し、安全に練習すること。)

ルート
 3F 多目前 ⇒ 中央階段 ⇒ 2F 図書室前 ⇒ 東階段 ⇒ 1F 音楽室前
 ⇒ 玄関 ⇒ 1F 普通教室前廊下 ⇒ 西階段 ⇒ 3F 普通教室前廊下 ⇒

走行者は中央、歩行者は両端。曲がり角など見通しの悪い場所は必ず減速する。

- (8) 帰り道は交通安全に十分注意し、寄り道、買い食いはしない。
- (9) 遅刻、早退、欠席の場合は事前に顧問の先生に連絡をする。
- (10) 帰宅時間については、必ず家庭に知らせておく。
- (11) 自転車を利用する場合は、常に登校時同様安全運転を心がける。
- (12) 事故発生時は早急に顧問・養護教諭・保護者等に報告し、概要について担任等に伝える。

6 補足

(1) 部活動の掛け持ち

- ・中体連陸上への参加については陸上部員を中心に選抜する。
- ・クロスカントリースキー部は、他の部と掛け持ちすることができる。

(2) 部活動成立基準

- ・新人戦に東神楽中学校の選手のみで参加できる人数を確保できること。
 野球部 9名 サッカー 11名 バスケットボール 5名
 ソフトテニス 6名 卓球部 6名 バドミントン 5名
 ソフトボール 9名

※年度のスタート時点で、その年度の新人戦に出場する上記人数の確保ができなかった場合、新人戦までの活動は保証するが、次の年度スタート時点で基準を満たさなかった場合は、夏までの大会をもって廃部とする方向で検討を行う。

(3) 指導者

- ・本校教職員は顧問に就くことができる。
- ・部活動指導員（道費負担：顧問に代わって部活動指導や大会引率が可能）
- ・部活動外部指導者（町費負担：技術指導が可能。顧問の代替は不可）

以上